

## 権原市観光PRキャラクター取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、権原市観光PRキャラクターの取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱においてキャラクターとは、権原市観光PRキャラクターこだいちゃん及びさらさらちゃんの基本デザイン（別図1及び別図2）及びその展開デザインをいう。

(権利)

**第3条** キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の許可申請)

**第4条** キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。その際、市長はキャラクターの使用目的である事業の企画書等の提出を申請者に求めることができる。

(使用の許可)

**第5条** 市長は、前条の規定による使用許可申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人等の売名を利用しようとする場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) キャラクターを市の指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) キャラクターの使用の結果が確認できないと認められる場合
- (10) 社会通念上許可することが不適当と認められる場合
- (11) その他市長が許可しないことが適切であると判断した場合

2 市長は、前項の規定に基づき、許可することが適當と認めたときは、キャラクター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定に基づき申請を許可することが不適當と認めるときは、不許可の理由を付し申請者に書面で通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

**第7条** キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) 市が定めた形、色等の規格に従って、適正に使用すること。
- (3) 市長から求められた場合は、当該使用に係る物品又は物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 商標登録、意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。  
(許可内容の変更等)

**第8条** 使用者が許可内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適當と認めたときは、キャラクター使用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 第5条第1項、第6条及び前条の規定は、第1項に規定する許可内容の変更について準用する。  
(使用料)

**第9条** キャラクターの使用料は無料とする。

(使用許可の取消)

**第10条** 市長は、使用者が使用条件に違反した場合、又は申請書の内容に虚偽があることが明らかになつた場合は、使用許可を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき許可を取り消したときは、取消理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、いかなる場合であってもキャラクターの使用及び使用物件の販売等を行つてはならない。

4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

5 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消に伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(損害賠償)

**第11条** 前条第1項に該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成16年10月6日告示第159号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日告示第57号)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成22年3月10日告示第26号)

1 この要綱は、平成22年3月12日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成27年9月16日告示第230号)

この要綱は、告示の日から実施する。

#### 別図1



#### 別図2

